（船員保険特別支給金支給規則の一部改正）

第十七条　船員保険特別支給金支給規則（昭和五十二年厚生省令第四十五号）の一部を次のように改正する。

第一条を次のように改める。

（趣旨）

第一条　この省令は、雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十号。以下「平成十九年改正法」という。）附則第三十九条に規定する平成十九年改正法第四条の規定による改正前の船員保険法（以下「改正前船保法」という。）第五十七条ノ二第三項に規定する事業として支給する支給金に関し必要な事項を定めるものとする。

第三条第一項中「職務上の事由」を「平成十九年改正法第一条第三号に掲げる規定の施行の日（以下「施行日」という。）前に支給事由の生じた職務上の事由」に、「船員保険法（昭和十四年法律第七十三号。以下「法」という。）」を「改正前船保法」に、「並びに法」を「並びに改正前船保法」に改める。

第四条中「障害年金」を「施行日前に支給事由の生じた障害年金」に、「法第二十三条ノ二第二項」を「改正前船保法第二十三条ノ二第二項」に、「法第四十二条ノ三」を「改正前船保法第四十二条ノ三」に改める。

第五条第一項第一号中「法第四十条第二項」を「改正前船保法第四十条第二項」に、「船員保険法施行令（昭和二十八年政令第二百四十号。以下「令」を「雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成二十一年政令第二百九十六号）第一条の規定による改正前の船員保険法施行令（昭和二十八年政令第二百四十号。以下「改正前船保令」に改め、同項第二号中「法第四十条第二項」を「改正前船保法第四十条第二項」に改め、同項第三号中「法第四十二条ノ三」を「改正前船保法第四十二条ノ三」に改め、同条第二項中「法第四十一条第二項」を「改正前船保法第四十一条第二項」に改め、同条第三項中「法第四十一条第二項」を「改正前船保法第四十一条第二項」に、「法第四十一条第二項」を「改正前船保法第四十一条第二項」に改める。

第六条中「障害年金」を「施行日前に支給事由の生じた障害年金」に、「法第四十二条」を「改正前船保法第四十二条」に、「法第五十条ノ七」を「改正前船保法第五十条ノ七」に改める。

第七条第一項第一号中「法第四十一条第一項」を「改正前船保法第四十一条第一項」に改め、同項第三号中「法第五十条ノ二」を「改正前船保法第五十条ノ二」に、「その者が法」を「その者が改正前船保法」に、「法別表第三」を「改正前船保法別表第三」に、「法第五十条ノ三ノ二」を「改正前船保法第五十条ノ三ノ二」に改め、同項第四号中「法第四十二条」を「改正前船保法第四十二条」に改め、同条第二項中「法第四十二条」を「改正前船保法第四十二条」に改める。

第八条第一項中「障害年金又は遺族年金の支給を受ける者に支給する第二種特別支給金」を「施行日前に支給事由の生じた障害年金又は遺族年金の支給を受ける者に支給する第二種特別支給金」に改め、同条第二項中「法」を「改正前船保法」に改める。

第九条第二項中「法」を「改正前船保法」に改める。

別表第一中「令別表第一」を「改正前船保令別表第一」に、「令別表第二」を「改正前船保令別表第二」に改める。

別表第二中「令別表第一」を「改正前船保令別表第一」に改める。

（船員の雇用の促進に関する特別措置法第十四条第五項の規定等による未払賃金の立替払事業に係る船員の立替払賃金の請求の手続等に関する省令等の規定の適用に関する省令の一部改正）

第十八条　船員の雇用の促進に関する特別措置法第十四条第五項の規定等による未払賃金の立替払事業に係る船員の立替払賃金の請求の手続等に関する省令等の規定の適用に関する省令（平成二年厚生省令第四十八号）の一部を次のように改正する。

第二条中「次の表のとおり」を「船員保険法施行規則第四条第一項中「次に掲げる事項」とあるのは「次に掲げる事項（第三号及び第四号に掲げるものを除く。）」に改め、同条の表を削る。

第三条を削る。

第四条第二項中「第一条第二項第二号」を「第十一条第二項第三号」に改め、同条を第三条とする。

（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行規則の一部改正）

第十九条　中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行規則（平成六年厚生省令第六十三号）の一部を次のように改正する。

第十八条の七第二号中「第四十七条ノ二ノ三から第四十七条ノ二ノ五まで、第四十七条ノ二ノ十及び第四十七条ノ三」を「第九十条から第九十二条まで、第九十七条及び第九十八条」に改める。

（船員保険法第二十八条ノ二第二項の規定に基づき船員保険の療養の給付の担当又は船員保険の診療の準則を定める省令の一部改正）

第二十条　船員保険法第二十八条ノ二第二項の規定に基づき船員保険の療養の給付の担当又は船員保険の診療の準則を定める省令（平成十年厚生省令第二十号）の一部を次のように改正する。

題名中「第二十八条ノ二第二項」を「第五十四条第二項」に改める。

（介護保険法施行規則の一部改正）

第二十一条　介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

第九十八条第七号中「第四十一条第八項」を「第四十一条第九項」に、「第十七条の六第四項」を「第十七条の六第五項」に、「第九条第八項」を「第八条第九項」に、「第二十九条の二第七項」を「第二十九条の二第八項」に、「第十一条の三の四第八項」を「第十一条の三の四第九項」に、「第五条」を「第六条」に、「第二十三条の三の三第八項」を「第二十三条の三の三第九項」に改め、同条第八号中「第十四条第五項」を「第十四条第六項」に改める。

第百四十六条第三号中「、船員保険法第五十六条若しくは第五十七条」を削り、同条第四号中「、船員保険法第二十四条の三」を削る。

（厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部改正）

第二十二条　厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成十七年厚生労働省令第四十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一の表1船員保険法施行規則（昭和十五年厚生省令第五号）の項を次のように改める。

船員保険法施行規則（昭和十五年厚生省令第五号）	第二十条の規定による書類の保存
	第百八十四条の規定による計算書の備付け

別表第二船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）の項中「第六十二条第三項」を「第百三十条第三項」に改め、同表船員保険法施行規則の項を次のように改める。

船員保険法施行規則	第百八十四条の規定による計算書の作成

（船員職業安定法第九十二条第四項の規定等による未払賃金の立替払事業に係る船員の立替払賃金の請求の手続等に関する省令等の規定の適用に関する省令の一部改正）

第二十三条　船員職業安定法第九十二条第四項の規定等による未払賃金の立替払事業に係る船員の立替払賃金の請求の手続等に関する省令等の規定の適用に関する省令（平成十七年厚生労働省令第十九号）の一部を次のように改正する。

第二条中「次のとおり」を「船員保険法施行規則第四条第一項中「次に掲げる事項」とあるのは「次に掲げる事項（第三号及び第四号に掲げるものを除く。）」に改め、同条の表を削る。